

令和7年度放課後児童支援員認定資格研修業務委託
に係る質問に対する回答票

見出しの件について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	<p>夏休み対応分の修了者状況を報告する名簿の提出期限が7月4日と示されているが、過去今まで実施してきた修了評価の方法では時間的に不可能であるため、方法を変える必要があると思われる。</p> <p>県では短期間で受講者に課す修了評価の方法をどのようなもので想定されているのか示していただきたい。</p>	<p>修了評価については、従来通りのレポート形式を想定していますが、レポートの内容や受講者からの提出方法等については、契約締結後、別途、県と協議ください。</p>
2	<p>委託金の価格が予定価格と示されており限度額との明記がないが、実際に掛る費用を予算立てした際に限度額を超える場合も予算内での実施を余儀なくされるのか。(あくまで適正価格内の範疇である)</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
3	<p>委託金の予算内で行う場合、減免利用できる県の施設などを提供していただけないものか。</p>	<p>県からの施設などの提供はございません。実施場所の選定を含めた業務委託となります。</p>
4	<p>他の自治体では見受けられないのでお伺いしますが、【夏休み対応分】研修を行うのは、夏休みに放課後児童クラブの受け入れの児童が増えるから、放課後児童支援員の資格者を増やすために行うという理解でよろしいでしょうか。また、6月の実施ということは、受講者募集はいつから（〇月上旬など）を想定していますでしょうか。</p>	<p>【夏休み対応分】につきまして、ご認識の通りです。</p> <p>受講者募集については、契約締結後の4月下旬から1か月程度を想定しております。</p>
5	<p>オンライン受講とは、Zoomという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>オンデマンド配信ではなく、双方向のオンライン研修を想定しております。必ずしもZoomに限定するものではありません。</p>

6	<p>講師について、「滋賀県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者を積極的に選定すること」とありますが、弊社は現在そのような講師はおりません。例えば募集をかけて講義ができるかどうか判断するという過程を経た結果、講師が出来る方はいない場合、弊社の現在いる講師で講義を行ってもよろしいのでしょうか。</p> <p>さらに、「講師は、県との協議の上決定し、講師との連絡調整を行うこと」という文言から、滋賀県が今まで本件事業で登壇した講師を紹介するという事はあるのでしょうか。</p>	<p>講師の選定を含め、提出された提案書により審査を行います。</p> <p>なお、県から講師を紹介することは、想定しておりません。</p>
---	---	--